

厚生労働大臣が定める揭示事項と届出事項

- 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当院では以下の施設基準について、東海北陸厚生局長へ届出をしております。

初診料（歯科）の注1に掲げる基準	（歯初診）第110513号
歯科外来診療医療安全対策加算1	（外安全1）第364号
歯科外来診療感染対策加算1	（外感染1）第364号
歯科訪問診療料の注13に規定する基準	（歯訪問）第789号
CAD /CAM冠及びCAD /CAMインレー	（歯CAD）第932号
クラウン・ブリッジ維持管理料	（補管）第196号



八木歯科
三和クリニック